

(第18回 福岡入国管理局長への質問と回答 まとめ)

法務大臣 殿  
福岡入国管理局長 殿

2016年3月10日

移住労働者と共に生きるネットワーク・九州

連絡先 福岡市博多区美野島2-5-31 美野島司牧センター内  
共同代表 井上幸雄 (福岡市・アジアに生きる会・ふくおか)  
岩本光弘 (北九州・外国人実習生権利ネットワーク)  
コース・マルセル (福岡市・美野島司牧センター)  
中島真一郎 (熊本市・コムスタカ-外国人と共に生きる会)

貴局におかれましては、移住労働者と共に生きるネットワーク・九州との第18回目となる意見交換会をご承諾いただきありがとうございます。以下、意見交換会でご回答いただくための質問書を事前提出いたします。なお、統計数値等のご回答は、質問に「全国」と明記されているときは法務省の全国統計数値を、それ以外は、福岡入管管内の統計数値をご回答ください。また、統計数値に関する質問への回答で、「2014年集計中」として未回答だったものについては2014年の確定値を、他は2015年中の統計数値をご回答ください。

**意見交換会における質問**

**I、入管業務に関する質問**

**1、出国命令制度、在留資格取消制度、難民認定申請件数と認定件数**

①出国命令制度により出国した外国人は、2015年中に何名ですか。またそのうち未成年者は何名ですか。

『昨年の回答』2014年26人、うち未成年0人

『今年の回答』2015年21人、うち未成年0人

②在留資格取消がなされた外国人は、2015年中は何名ですか。その在留資格別内訳を教えてください。

『昨年の回答』

2014年9名 (内訳 「留学」3名 「家族滞在」1名 「日本人の配偶者等」5名)

『今年の回答』

2015年14名 (内訳 「日本人の配偶者等」7名 「留学」5名 「技術・人文知識・国際業務」1名 「定住」1名 )

③難民認定申請件数及び難民認定件数は、2015年中は何件でしたか。

『昨年の回答』

2014年 認定申請件数 20 件 認定件数 0 件（他局からの移管を含む）

『今年のお答』

2015年 認定申請件数 24 件 認定件数 0 件（他局からの移管、那覇支局を含む）

## 2、個人識別情報の提供義務化

上陸審査時における外国人の指紋や顔写真など、個人識別情報の提供義務化が 2007 年 11 月 20 日から施行されました。個人識別情報提供義務化により 2014 年及び 2015 年中に福岡入管管内で上陸を拒否された者、退去を命ぜられた者、退去強制の手続をとった者の人数をお答え下さい。

『去年のお答』

2013 年個人識別情報により退去を命ぜられた者は全国で 739 名、退去強制の手続を取った者は 7 名、福岡局についての人数は公表していない。

2014 年個人識別情報により退去を命ぜられた者は全国で 846 名、退去強制の手続を取った者は 2 名、福岡局についての人数は公表していない。

『今年のお答』

個人識別情報提供の義務化により 2014 年、2015 年中に福岡入管管内で上陸を拒否された者、退去を命ぜられた者について

全国において退去を命ぜられた者は	2014 年 846 人、2015 年 950 人
全国において退去強制の手続を取った者	2014 年 2 人、2015 年 8 人
福岡局についての人数は公表していない。	

## 3、人身売買の被害者の保護について

人身取引（トラフィッキング）対策に関して、2004 年に日本政府として人身売買行動計画（2009 年改定・2014 年改定）を策定し、法務省入国管理局を含む政府として取り組んでいます。福岡入国管理局は人身売買の取り締まりや被害者の救済や保護をどのように行われてきたか質問をします。

①□2015 年の「興行」の在留資格者の退去強制者数を教えてください。

『去年のお答』 2014 年 3 名

『今年のお答』 2015 年 7 名

②2014 年及び 2015 年中に人身売買被害者として保護された外国人は、全国および福岡入管管内でそれぞれ何名いましたか。国籍別内訳も教えてください。

『去年のお答』

2013 年全国 12 名（フィリピン 6 名 タイ 6 名） うち福岡管内 1 名（フィリピン 1 名）

2014 年は集計中

『今年のお答』

2014年全国9名(フィリピン7名 タイ1名 ルワンダ1名) うち福岡管内0名

2015年は集計中。3月中にホームページで公表予定。

当局では、出入国管理及び難民認定法第2条第7号に規定する人身取引等の定義に該当する者を被害者として認定している。

③2015年に福岡入管管内で人身取引被害者の疑いがある調査した件数と、その国籍内訳を教えてください。

『昨年の回答』 2014年 1件(フィリピン) (2013年より継続調査)

『今年の実答』「疑い」の統計は取っていない。

④2014年及び2015年中に入管により保護された人身売買被害者のうち、在留特別許可により在留資格を得られた人数と、国籍別内訳を教えてください。

『昨年の実答』

2013年12名、うち出入国管理及び難民認定法違反(不法入国、不法残留)となっていた4名(内訳フィリピン1名 タイ3名)を在留特別許可した。

2014年は集計中

『今年の実答』

2014年出入国管理及び難民認定法違反(不法入国、不法残留)となっていた4名(内訳フィリピン3名 タイ1名)を在留特別許可した。

2015年は集計中。3月中にホームページで公表予定。

⑤2014年12月の人身取引行動計画においても、男性やセクシュアルマイノリティを対象とする一時保護施設は、努力目標に留まっています。今後、男性の旅券を持つ外国人が人身取引被害者として救済を求めてきたときは、福岡入管としてどのように対応されますか。

『昨年の実答』

警察等の関係機関と連携の上、適切な被害者保護を行うこととする。

『今年の実答』

警察等の関係機関とも連携の上、適切な被害者保護を図ることとする。なお、人身取引対策行動計画2014においては、「人身取引被害者の保護、支援における保護機能の強化、法務省の人権擁護機関が実施する調査・救済において、緊急避難措置として、男性も含めた人身取引被害者に対し、一時保護機能を提供できるよう努めている。」とされているところ。

⑥日本人父親と外国人母親の間に生まれ、企業などが身元保証人となって来日している新日系人及びその母親で、人身取引被害者として認定された者は、何件ありましたか。

『今年の実答』

「新日系人」とは、「外国人女性と日本人男性との間に生まれ外国で出生した日本人の実子

を示すもの」と思われる。

2014 年に入国管理局が人身取引被害者として認定したいわゆる「新日系人」及びその母親の被害者は3人（フィリピン国籍）。ただし、企業などが身元保証人となった場合は承知していない。

2015 年 集計中。3 月中のホームページで公表。

⑦技能実習生で、2014 年及び 2015 年中に人身取引被害者の疑いがあるって調査したのは何件ですか。あれば概要を教えてください。

『昨年の回答』

2013 年人身取引被害者として認定された技能実習生はいない。

2014 年は集計中

当局では出入国管理及び難民認定法第 2 条第 7 号に規定する人身取引等の定義に該当する者を被害者として認めることとしている。

『今年の回答』

2014 年人身取引被害者として認定し保護した技能実習生はいない。なお、人身取引の被害の疑いが持たれ、調査した結果、被害が確認できなかったなどの統計は取っていない。

2015 年は集計中。3 月中にホームページで公表予定。

4、2010 年 7 月 1 日から施行されている新しい技能実習生制度について

①2014 年及び 2015 年中に、新規に来日した技能実習生（1 号イ、1 号ロ）は、全国で何名いますか。2014 年の確定値、及び 2015 年の人数は何名いますか。

『昨年の回答』

新規入国者数	2013 年 1 号イ（企業単独型）	5,585 名	1 号ロ（団体監視型）	61,841 名
	2014 年 1 号イ（企業単独型）	6,377 名	1 号ロ（団体監理型）	76,139 名
在留外国人数	2013 年 1 号イ（企業単独型）	3,683 名	1 号ロ（団体監理型）	57,997 名
	2014 年は集計中			

『今年の回答』

新規入国者数	2014 年 1 号イ（企業単独型）	6,377 名	1 号ロ（団体監視型）	76,139 名
	2 号イ（企業単独型）	2 名	2 号ロ（団体監視型）	15 名
	2015 年集計中			
在留外国人数	2014 年 1 号イ（企業単独型）	4,371 名	1 号ロ（団体監理型）	73,145 名
	2 号イ（企業単独型）	2,553 名	2 号ロ（団体監視型）	87,557 名
	2015 年集計中			

②2014 年及び 2015 年中に受け入れ団体で不正行為の認定を受けた件数は、全国及び福岡入管管内で何件ありましたか。その内訳を企業単独型、団体監視型の団体監理機関、実習実

施機関別で、全国と福岡入管管内の不正行為認定の件数を教えてください。

『昨年の回答』

全国の統計で 2013年総計 230件 企業単独型 0件 団体監理型 230件、うち第一次受入機関 20件 第二次受入機関 210件

2014年は集計中

『今年の回答』

全国の統計で 2014年総計 241機関（内訳 企業単独型0件 団体管理型241機関  
そのうち、管理団体23機関 実習実施機関218機関）

2015年 273機関（内訳 企業単独型3件 団体管理型270機関

そのうち、管理団体32機関 実習実施機関238機関）

③地方労働局と福岡入管の間には相互通報制度がありますが、2015年中に福岡入管から労働局に通報した件数、労働局から福岡入管に通報を受けた件数、および通報を受けて不正認定した件数を教えてください。

『昨年の回答』

2014年 労働局から通報38件 うち不正認定件数2件 改善指導5件 福岡入管から通報9件

『今年の回答』

2015年 労働局から通報25件 うち不正認定件数7件 改善指導4件 福岡入管から通報8件

④2015年中の不正行為認定に関して、海外の送出機関の保証金等徴収などを理由とする不正行為件数は、全国及び福岡入管管内でそれぞれ何件ありましたか。

『今年の回答』

送り出し機関が技能実習生本人やその家族等から補償金等を徴収する行為は、管理団体や実習実施団体が徴収する場合と異なり、技能実習に関わる上陸基準省令に定める不正行為の類型には該当しないが、上陸基準省令の規定により、当該行為を行った送り出し機関からの技能実習生の受け入れは認められないことになる。また、仮にそのような事実を隠蔽して受け入れを行っていることが確認された場合は、そのような送り出し機関が関係する技能実習生の受け入れは、5年間は認められないことになる。

⑤入国して実習実施機関で実習している技能実習生が、来日前に多額の保証金を支払い、あるいは違約金契約を締結して来日していることが入管により明らかになった場合、入管は、その技能実習生や送り出し機関、監理団体、実習実施機関に対してどのような措置を取っていくのですか。

『昨年の回答』

現行の技能実習制度においては、法務省令で送り出し機関等が名目の如何を問わず技能実習生本人から不当に金銭等を徴収することを禁止している。仮にそのような事実を隠蔽して受け入れを行っていることが確認された場合、そのような送り出し機関等が関係する技能実習生の受け入れは5年間認められないことになっている。すでに、日本で実習を行っている技能実習生が在日前に送り出し機関から補償金を徴収されたことが判明した場合には、管理団体に事実確認を求めるなどしたうえで、管理団体を通じて送り出し機関に対し技能実習生に補償金を返還するよう指導するなどの対応を行っている。また、そのような技能実習生が引き続き日本で技能実習の継続を希望する場合には、その継続を認めるなど内容に応じて対応しているところ。今後ともさらに技能実習生の立場に立って、適切に対応していきたいと考えております。貴団体においても、具体的な情報を入手した場合には、情報提供をお願いしたいと考えております。

『今年のお返』

送り出し機関に対する措置は、④のお返のとおり。すでに日本で実習を行っている技能実習生が、来日前に送り出し機関から補償金を徴収されたことが判明した場合には、管理団体に事実確認を求めるなどしたうえで、管理団体を通じて送り出し機関に対し、技能実習生に補償金を返還するよう指導するなどの対応を行っている。また、そのような技能実習生が、引き続き日本で技能実習の継続を希望する場合には、その継続を認めるなど内容に応じて対応しているところ、今後ともさらに技能実習生の立場に立って、適切に対応していきたい。貴団体においても、具体的な情報を入手した場合には、情報提供をお願いしたい。

⑥来日中の技能実習生の失踪者数を教えてください。またこれらの要因について入管は、どのように考えていますか。また、その対策としてどのような取り組みを行っていきますか。

『去年のお返』

福岡管内に所在する管理団体からの報告によると、技能実習生で2014年に失踪した者は328人となっている。当局では、失踪者の増加に対応するため、管理団体に対し詳細な報告を求め、その具体的な要因や失踪の対応などを分析しているが、近年の傾向としては、急激な円安により技能実習生の実質的な収入が目減りしている状況の中、インターネット掲示板や SNS を介した甘言に乗せられ失踪にいたるケースが多く見受けられる。失踪の大きな要因のひとつには収入増加があるものと思われるが、高額な収入が必要な理由には、技能実習生が多額の負債を抱えている、あるいは帰国後復職が保証されていないことなども考えられることから、管理団体に対し適切な技能実習生の選抜を心がけるよう指導するとともに、候補者らの家庭環境も含め保証金の徴収や高額な負債についても確認を徹底するよう注意喚起しております。

『今年のお返』

福岡局管内に所在する管理団体からの報告によると、技能実習生で2015年に失踪した者は409人。当局では、失踪者の増加に対応するため、管理団体に対し詳細な報告を求め、その具体的な要因や失踪の対応などを分析しているが、近時の傾向としては、円安により技能実習生らの実質的な収入が目減りしている状況の中、インターネット掲示板やSNSを介した甘言に乗せられ失踪にいたるケースが多く見られる。失踪の大きな要因のひとつにはより高い報酬への期待があるものと思われるが、高額な収入が必要な理由には、技能実習生らが多額の負債を抱えて来日しているなども考えられることから、管理団体に対し適切な技能実習生の選抜を心がけるよう指導するとともに、候補者の家庭環境も含め保証金の徴収や高額な負債の有無についても確認を徹底するよう注意喚起している。

#### 5、DV被害者等の外国人の在留資格の更新や変更について

①入国管理局におけるDV事案の認知件数について、2008年7月より法務省として統計を公表するようになりました。2015年中の福岡入管管内で、DV事案の認知件数の総数・国籍・内容とその内訳（期間更新等、退去強制手続、相談のみ）を教えてください。

『昨年の回答』

2014年7件（内訳は、フィリピン6件 ブラジル1件）その認知状況は、在留審査手続きが5件、相談によるものが2件

『今年の回答』

2015年9件（内訳は、フィリピン7件 中国2件）その認知状況は、在留審査手続きが4件、相談5件

②DV被害者は、安全のために住民票を移さずに別住所地で生活している場合があります。当事者が、「DV被害者である」と入管に認められるには、どのような方法がありますか。

『昨年の回答』

個々の事案によって事情が異なるため一概には言えないが、当局においてDV被害者である可能性がある外国人を認知した時はDV事案の内容等について事情聴取を行うなどし、その事実関係を可能な限り明確にすることとしている。

『今年の回答』個々の事案によって事情が異なるため一概には言えないが、当局においてDV被害者である可能性がある外国人を認知した時はDV事案の内容等について事情聴取を行うなどし、その事実関係を可能な限り明確にすることとしている。

③日本人配偶者と婚姻中にDV被害を受け、公的機関に保護され、別居して暮らすDV被害者（在留資格「日本人の配偶者等」）が、離婚成立前に日本人配偶者と離婚したいとの意思を持っている場合に、「日本人の配偶者等」の在留資格で更新するには、どのような要件なら可能ですか。

『今年の回答』

入国管理局では、DVにより別居を余儀なくされたり、提出資料の用意が困難な被害者からの在留期間更新許可申請等については、その立場に充分配慮しながら個々の事情を勘案のうえ許可するなど人道上適切に対応している。

④「技能実習」で在留している技能実習生が、在留中に日本人と結婚して、帰国しないで「日本人の配偶者等」への在留資格の変更を入管に申請する場合、監理団体や実習実施機関や送り出し機関からの了承や同意は、申請の要件ですか。それらが得られない場合に在留資格の変更は認められませんか。

『今年の回答』

了承や同意は申請の要因ではなく、これが得られないことのみを以って在留資格の変更が認められないことはない。

⑤在留外国人の中には、出身国などに暮らす年老いた親を日本に呼び寄せて一緒に暮らしたいと希望する人が多数います。現行法制下で、在留外国人の親が、「短期滞在」ではなく、日本に定住できるための在留資格とその要件を教えてください。

『今年の回答』

在留外国人の親が定住するための在留資格はない。過去に、特定活動の在留資格で在留が認められた例はあるが、個々の事情を審査して判断したもの。

⑥国内の介護労働者の不足に対応して、「介護」の在留資格の創設が政府内で検討されていると報道されています。現行法令下で、留学生や家族滞在者のアルバイト、就労制限のない永住者等の定住外国人の就労を除いて、「介護施設」で就労するにはどのような要件が必要ですか。

『今年の回答』

現行法令下、資格外活動の範囲内でアルバイトを行うか、居住資格を有する者が行う場合、もしくは経済連携協定（EPA）を提携している国（インドネシア、フィリピン、ベトナム）から受け入れている介護福祉士候補者並びに当該候補者が介護福祉士資格を取得した場合を除いて、介護施設で介護の仕事に従事することはできない。

## 6、ハーグ条約施行に関して

①2014年4月からハーグ条約が発効しました。これに伴い、もう一方の親権者からの同意書を持たずに子どもを国外へ連れ出す親がいた場合、入国管理局が出国に制限をかけたことがありますか。

『今年の回答』

一方の親のみが子を連れて海外に渡航する場合であっても、日本の出国手続きにおいては、法令上子と同伴していない親の同意書がないことを持って、出国を制限する規定はない



め、当局から出国に制限をかけたことはない。

②子どもと一方の親の出国に関し、施行後これまでの取扱いと変更があれば教えてください。

『昨年の回答』

一方の親のみが子をつれて海外に渡航する場合であっても、日本の出国手続きにおいては法令上、子と同伴していない親の同意書がないことを持って出国を制限する規定はなく、条約発効前後において当局の取扱いに変更はありません。

『今年の回答』

①の回答と同様、一方の親のみが子を連れて海外に渡航する場合であっても、日本の出国手続きにおいては法令上、子と同伴していない親の同意書がないことを持って、出国を制限する規定はなく、条約発効前後において当局の取扱いに変更はない。

③2014年の意見交換会時に、「外務省から当局に対し同法を根拠とする協力依頼がなされることになる」と承知している」との回答を頂きました。協力の具体的な方法について昨年の回答以外に取り組みされたことがありましたか。ありましたら教えてください。

『昨年の回答』

官下出張所を含めた福岡局職員を対象に外務省職員を招いてハーグ条約に関する説明会を開催したほか、広報用パンフレットを審査待合室等に置くなどして協力しております。今後も外務省からの依頼があれば可能な範囲で協力する予定です。

『今年の回答』

該当するものなし。

## 7、セクシャルマイノリティに関する質問

2014年及び2015年中で、同性婚の配偶者として入国・在留が認められた件数はいくつありましたか。

『昨年の回答』 個別事案については、福岡局では承知していません。

『今年の回答』 集計はしていない。

## II、改定入管法に関する質問

2012年7月9日施行の改定入管法に関して、質問します。

1、住所の届出は市町村ですが、それ以外の各種届出は入国管理局となっています。改定入管法施行から2014年及び2015年中に、在留カードの住所地以外の記載事項変更の届出(入管法19条の10)は、何件ありましたか。

『昨年の回答』

(入管法19条の10) 全国2013年4,620件、うち福岡局管内(那覇支局含む)103件

2014 年は集計中

『今年のお答』

全国(入管法 19 条の 10) 在留カードの交付件数 2014 年 3,853 件、うち福岡局管内(那覇支局含む) 115 件

2015 年は集計中

2、住所の届出遅延などによる各種届出義務違反について、入管による告発件数の総数およびその事由別内訳を教えてください。

『去年のお答』

現時点においてありません。なお、告発に対しては度重なる指導を行っても届出を行わないなどきわめて悪質な場合に告発するか否かを判断することになります。

『今年のお答』

福岡局管内はない。

3、「配偶者の身分を有する者としての活動を継続して6月以上行わない」と入管からみなされた場合に、在留資格が取り消されます。また、90日以上の住所届出義務違反および虚偽の届出違反により在留資格が取消されます。福岡入管内で、2014年及び2015年中に、入管難民認定法第19条の19事実調査権に基づいて調査された件数及び取消の通知がなされた外国人配偶者は何名いますか。また、住所に関する届出義務違反や虚偽の届出違反で、事実調査権に基づいて調査された件数、在留資格を取り消された外国人は何名いますか。

『去年のお答』

2013年 該当なし 2014年 1件 その他の該当なし

『今年のお答』

\* (入管法第19条の19) 2014年 1件 2015年0件

\* (入管法22条の4第1項の7) 2014年 1件 2015年2件

\* 19条の19事実調査権に基づく調査件数は集計なし。

\* 住居地に関する届出義務違反、または虚偽の届出の疑いがあるとして事実の調査を実施した件数 2014年 125件(那覇支局除く) 2015年105件(同)

\* (入管法22条の4第1項の8~10) による取り消し件数 なし

4、永住者については、施行から3年以内に外国人登録証から在留カードへの切り替えが求められていました。2015年12月末時点で、永住者のうち在留カードへの切り替えを行っていない者の数は、全国及び福岡入管内でどのぐらいいますか。件数を%でお答えください。

『去年のお答』

集計はしてないが、全国で2割をきっていると承知しています。

『今年のお答』

集計はしていないが、全国で2割をきっていると承知しています。  
全国、福岡入管内とも1%を切っている。

5、昨年の回答で、「今年度特別永住者及び永住者に対し、昨年9月から順次個別通知を実施していると承知しております。」とありましたが、その後、どうなりましたか。

①当事者への通知は届いているのでしょうか。

『今年の回答』平成26年9月以降対象者に対して個別通知を発送している。

②郵送されたことの効果はありましたか。

『昨年の回答』

今年度特別永住者及び永住者に対し、昨年9月から順次個別通知を実施していると承知しております。

『今年の回答』

通知が返送された方に対しては、職員が電話連絡するなどして切り替えの案内を行った。  
福岡入管内では、結果0.8%まで減少した。

6、永住許可に関するガイドラインの見直しについて、その後どのような検討が進められましたか。またこのガイドラインには、最長期間の在留期間を有することという条件がそのままとなっており、当面3年間の在留期間を最長期間の在留期間とみなすとされていますが、施行から3年間の経過する2015年7月9日以降も、この扱いは変わりませんか。

『昨年の回答』

法務本省で検討しているものと承知しておりますが、現時点でその具体的な内容や見直し時期等を伝える状況ではありません。

『今年の回答』

法務本省で検討しているものと承知しているが、現時点でその具体的な内容や見直し時期は承知していない。

### Ⅲ、統計数値に関する質問

件数または人数は、特に指定のない限り福岡入管管内の2014年（確定値）及び2015年（概数値）を、それぞれお答え下さい。

#### 1、福岡入管管内での在留特別許可の運用の現状について

①在留特別許可が認められた件数

『昨年の回答』\*2013年 92件（確定値） \*2014年 59件（概数値）

『今年の回答』\*2014年 59件（確定値） \*2015年 65件（概数値）

②福岡入管管内で収容中に60日以内で在留特別許可が認められた件数

『昨年の回答』 \*2013年 5件(確定値) \*2014年 10件(概数値)  
『今年(2015年)の回答』 \*2014年 10件(確定値) \*2015年 3件(概数値)

③ 1年以上の懲役または禁固刑の有罪判決(執行猶予付き判決も含む)を受けるなど上陸拒否事由者に該当するケースで、退去強制されずに在留特別許可が認められた件数

『昨年の回答』 \*2013年 9件(確定値) \*2014年 10件(概数値)  
『今年(2015年)の回答』 \*2014年 10件(確定値) \*2015年 7件(概数値)

## 2、福岡入管管内での上陸特別許可の運用の現状について

### ①上陸特別許可の件数

『昨年の回答』 \*2013年 47件(確定値) \*2014年 77件(概数値)  
『今年(2015年)の回答』 \*2014年 77件(確定値) \*2015年 86件(概数値)

②退去強制された外国人で上陸特別許可が認められた者のうち事前審査した在留資格認定申請者のうち入管法第5条該当者数を明らかにして下さい。入管法第5条該当者で上陸許可された数は何名ですか。

『昨年の回答』 \*2013年 4件(確定値) \*2014年 0件(概数値)  
『今年(2015年)の回答』 \*2014年 0件(確定値) \*2015年 4件(概数値)

### 3、福岡入管管内の上陸拒否者

福岡入管管内の空港や港で、来日しながらも上陸拒否された外国人は何名ですか。その主な国籍別の内訳を明らかにして下さい

『昨年の回答』  
\*2013年 216件(確定値) \*2014年 223件(概数値)

国籍別や在留資格別の統計はなし。

『今年(2015年)の回答』  
\*2014年 223名(確定値) \*2015年 276名(概数値)

国籍別の統計はなし。

### 4、2015年中の福岡入管管内の非正規滞在者の摘発件数と人数を教えてください。

『昨年の回答』  
\*2013年 摘発件数 73件、人数 46名  
\*2014年 摘発件数 75件、人数 30名  
『今年(2015年)の回答』  
\*2015年 摘発件数 100件、摘発人数 70名(那覇支局除く)

5、福岡入管管内の退去強制処分について

① 福岡入管管内で退去強制された者の総数及び内訳などについてお尋ねします。

『昨年の回答』

引渡し、引継ぎベースで

退去強制者の総数(2013年確定値)	218件	(2014年概数値)	199件
内訳			
不法残留者	144件	不法残留者	127件
不法入国者	15件	不法入国者	15件
不法上陸者	10件	不法上陸者	3件
資格外活動	19件	資格外活動	31件
刑罰法令違反者など	30件	刑罰法令違反者など	23件

『今年の回答』

引渡し、引継ぎベースで (那覇支局除く)

退去強制者の総数(2014年確定値)	199件	(2015年概数値)	214件
内訳			
不法残留者	127件	不法残留者	149件
不法入国者	15件	不法入国者	11件
不法上陸者	3件	不法上陸者	2件
資格外活動	31件	資格外活動	26件
刑罰法令違反者など	23件	刑罰法令違反者など	26件

②入管法違反の受理件数のうち本人の自主申告者数は何名ですか。

『昨年の回答』 \*2014年 52名 (引渡し・引継ぎベース)

『今年の回答』 \*2015年 54名 (引渡し・引継ぎベース) (那覇支局を除く)

③退去強制者のうち 福岡入管より警察・検察に告発した人数と、告発理由別内訳を教えてください。

『昨年の回答』

\*2014年 3名 告発理由は回答を控えさせていただきます。

『今年の回答』

\*2015年 1名 (那覇支局を除く) 告発理由は回答を控えさせていただきます。

④2014年及び2015年中に、福岡入管管内の収容施設から退去強制された被収容者のうち、自費出国者は何名でしたか。また、国費送還者と、そのうち送還忌避者は、何名でしたか。

『今年の回答』

\*2014年 自費出国 96名 国費送還者 2名 送還忌避者 1名

\*2015年 自費出国 121名 国費送還者 3名 送還忌避者 1名

## 6、福岡入管間内の収容施設

① 2015 年中の福岡入国管理局の収容定員、平均収容期間、最長収容期間について教えてください。

『昨年の回答』 \*2014 年 36 名 平均収容期間 4.1 日 最長収容期間 25 日

『今年の実答』 \*2015 年 36 名 平均収容期間 5.0 日 最長収容期間 76 日

②2014 年及び 2015 年中に福岡入管管内の収容施設において、収容中に自殺及び自傷行為をした人は何名いましたか。また収容中のトラブルから警察に逮捕されたケースはありましたか。

『昨年の回答』

\*2014 年 自殺や自傷行為 0 件、逮捕 1 件（公務執行妨害及び傷害）

『今年の実答』

\*2014 年 自殺や自傷行為 0 名 警察逮捕・公務執行妨害・傷害 1 名

\*2015 年 自殺や自傷行為 1 名、（自損） 警察逮捕・公務執行妨害・傷害 0 名

③2014 年及び 2015 年中に他のセンター等へ移送された女性は何名いましたか。

『昨年の回答』 該当ありません。

『今年の実答』 0 名

④2014 年及び 2015 年中に福岡入管の収容施設で、セクシャルマイノリティ（性的少数者）と思われる被収容者は何名いましたか。このような被収容者に対してどのような配慮がなされますか。

『今年の実答』

0 名 被収容者の羞恥心に配慮し、必要に応じて被収容者が自認する性と同性の職員が対応するなど配慮し、単独で収容。

⑤入管職員の出入国審査業務や、警備課職員の職務執行行為等に関して、収容者以外の人から苦情を申し立てる窓口がありますか。

『昨年の回答』

総務課渉外調整官が苦情・相談の窓口となっており、苦情等が寄せられた場合速やかに関係部署に連絡の上、事実関係を調査するとともに必要と認められれば改善処措置をとることとしている。

『今年の実答』

総務課渉外調整官が苦情・相談の窓口となっており、苦情等が寄せられた場合速やかに関係部署に連絡の上、事実関係を調査するとともに必要と認めれば改善処措置をとることとしている。

7、福岡入管の職員体制について

2015 年度福岡入管職員の総定員、警備部門、在留審査部門、審判部門の大まかな定員数を教えてください。また、2015 年度は前年度に比べてどの分野にどのくらい増減員がなされましたか。

『昨年の回答』

総定員 286 名(那覇支局含む) \*福岡本局 97 名  
内訳、入国在留審査部門と審判部門 50 名 警備部門 28 名 その他 19 名  
(増減数 総定員は、前年度比 15 名増員、福岡本局 前年度比 3 名増)

『今年の回答』

総定員 366 名(那覇支局含む) \*福岡本局 101 名  
内訳、入国在留審査部門と審判部門 54 名 警備部門 35 名 その他 12 名  
増減数 総定員は、前年度比 80 名増員(福岡空港、那覇空港への増員)

8、2014 年及び 2015 年の技能実習生について

①2014 年及び 2015 年中の九州内の技能実習生の総数と各県別の数を教えてください。

『昨年の回答』

\*2013 年末の九州内の技能実習生数

	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	計
1 号イ	69	60	38	26	14	0	0	207
1 号ロ	1,335	426	612	1,050	505	496	741	5,165
2 号イ	0	31	97	61	10	0	34	233
2 号ロ	1,867	667	844	1,540	991	913	1,086	7,908
計	3,271	1,184	1,591	2,677	1,520	1,409	1,861	13,513

\*2014 年末は集計中

『今年の回答』

\*2014 年末の九州内の技能実習生数

福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	計
3,689 名	1,336 名	1,713 名	2,952 名	1,785 名	1,498 名	2,061 名	15,034 名

\*2015 年末は集計中

②2015 年中に九州内の技能実習生で、技能実習中に死亡した者の数を教えてください。

『昨年の回答』 \*2014 年 失踪 328 名 死亡 0 名 途中帰国 1,077 名

『今年の回答』 \*2015 年 死亡 0 名

(意見交換会後に修正して F A X で提出 2016, 3, 15)

②2015 年中に、全国の技能実習生及び九州内の技能実習生で、失踪した者の数、技能実習中に死亡した者の数、途中帰国した者の数をそれぞれ教えて下さい。

『昨年の回答』\*2014年 失踪 328名 死亡 0名 途中帰国 1,077名

『今年の実答』\*2015年 福岡入管内 失踪 409名 死亡 0名 途中帰国 1,216名

九州7県技能実習生数 集計中

全国 失踪 5,803名 死亡 9名 途中帰国 13,479名

12月末 全国技能実習生数 192,658名 (法務省入管局統計)